

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 四七七
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 四七七
- 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件 四七六
- 患者又は疑似患者の発見について 四七六

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 四七九
- 一般競争入札を行う件 四七九

- 届出があった件二件 四七六
- 道路の区域を変更する件二件 四七六

告 示

福島県告示第四百五十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年七月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

名 称	所 在 地	指定年月日
十字在宅医療クリニック	福島市松浪町七―二六	平成二十一年六月一日
三森歯科医院	白河市愛宕町五一	同 年五月二七日
キウウキウウ堂薬局新町店	福島市新町八―三	同 年七月一日

クオール薬局ささきの店 福島市八島田字琵琶淵六二―一 同 年六月一日

フアーマライズ薬局入江店 福島市入江町二―一三 同 年六月一日

フアーマライズ薬局泉店 福島市泉字泉川三―二二 同 年六月一日

フアーマライズ薬局北沢又 福島市北沢又字成出二四―五 同 年六月一日

フアーマライズ薬局南福島店 福島市永井川字壇ノ腰一―一 同 年六月一日

フアーマライズ薬局大町店 福島市大町七―一 同 年六月一日

フアーマライズ薬局八島店 福島市八島町二―八 同 年六月一日

フアーマライズ薬局鎌田店 福島市鎌田字中江二―〇―五 同 年六月一日

調剤薬局ツルハドラッグ会 会津若松市湯川町一―五八 同 年六月一日

津湯川店 須賀川市弘法垣五三―八 同 年六月一日

須賀川スカイ薬局 須賀川市弘法垣五三―八 同 年六月一日

福島県告示第四百五十八号 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十一年七月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

名 称	所 在 地	廃止年月日
十字在宅医療クリニック	福島市旭町九―七サンライズパンション二階I・J	平成二十一年五月三二日
フアーマライズ薬局泉店	福島市泉字泉川三―二二	同 年五月三二日
フアーマライズ薬局北沢又	福島市北沢又字成出二四―五	同 年五月三二日
フアーマライズ薬局南福島店	福島市永井川字壇ノ腰一―一	同 年五月三二日
フアーマライズ薬局大町店	福島市大町七―一 明治生命福島ビル	同 年五月三二日
フアーマライズ薬局八島店	福島市八島町二―八	同 年五月三二日
フアーマライズ薬局入江店	福島市入江町二―一三	同 年五月三二日
クオール薬局ささきの店	福島市北中央三―三八―一	同 年五月三二日
フアーマライズ薬局鎌田店	福島市鎌田字中江二―〇―五	同 年五月三二日
須賀川スカイ薬局	須賀川市弘法垣五三―八	同 年五月三二日

(社会福祉課)

福島県告示第四百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成二十一年七月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

氏名 住所 高橋勇 福島市野田町七―三

一七〇 一七〇 接骨院 福島市伏拝字田中二九 平成二十一年六月一日

（社会福祉課）

福島県告示第四百六十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。

平成二十一年七月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見群数	発見の場所	発見年月日	摘要
腐蛆病	みつばち	患畜	一群	安達郡	平成二十一年七月九日	自衛殺

（畜産課）

福島県告示第四百六十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。

平成二十一年七月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見頭数	発見の場所	発見年月日	摘要
ヨーネ病	牛	疑似患畜	一頭	福島市	平成二十一年七月九日	再検査

福島県告示第四百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所まで平成二十一年七月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
一般国道 三四九号	伊達郡川俣町字川原田 一九番二地先から 同 郡同 町字新中町 一〇〇番五地先まで	変更前 変更後	八・八 一四・五	二二七・〇 二二七・〇

（道路計画課）

福島県告示第四百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所まで平成二十一年七月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
県道飯野 三春石川 線	田村郡三春町大字御祭 字錦ノ越四番五地先か ら 同 郡同 町大字御祭 字小山一六二番一地先 まで	変更前 変更後	八・七 二七・五	五〇〇・〇 五〇〇・〇

公 告

公告第四百六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年七月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年七月九日
- 二 名称
NPO法人ドリームサッカー相馬
- 三 代表者の氏名
青田 秀満
- 四 主たる事務所の所在地
福島県相馬市中村字泉町八番地の十八
- 五 定款に記載された目的
この法人は、相馬地域においてサッカーを行う住民及びその指導者に対して、競技会等の開催により、サッカーの普及を図るとともに、地域住民と地域企業と其間でサッカーの大会やイベントを開催し、地域スポーツの振興、地域住民の健康の増進、子どもたちの健全育成に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第407号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第32号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成21年7月21日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の作名及び数量 平成21年度うつくしま教育ネットワーク拠点整備機器 一式
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 平成21年10月30日（金）
 - (4) 納入場所 福島県教育センター（福島県福島市瀬上町字五月田16番地）

(県監計課)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は開札時までには福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。

(3) この公告に示した仕様と合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成21年8月24日（月）午後5時30分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7563

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成21年7月28日（火）午前11時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成21年9月3日（木）午後2時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月2日（水）午後5時30分までに必着のこと。）

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示

す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Utsukushima Education Network System Iset
- (2) Time - limit of tender (by hand) : 2 : 00 p.m., 3 September 2009
- (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 30 p.m., 2 September 2009
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima - shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

正 誤

ページ	段 行	正	誤
-----	-----	---	---

○平成二十一年六月二十六日付け定例第二千九十二号中

四一九	上	目次中	特別保護地区の名称、区域、 存続期間及び保護に関する 指針の案について公告する 件	特定保護地区の名称、区域、 存続期間及び保護に関する 指針の案について公告する 件
-----	---	-----	--	--